

野洲市コミュニティバス再編業務委託仕様書

この仕様書は、下記の業務委託を実施するにあたり、必要な事項を定める。

なお、仕様書の取扱い、または仕様書の内容について疑義が生じた場合は、委託者の指示によるものとする。

1. 業務名

野洲市コミュニティバス再編業務委託

2. 業務目的

本業務は、野洲市地域公共交通計画（令和6年6月策定）に掲げる基本理念に基づき、野洲市が提供する資料（野洲市コミュニティバス利用者アンケート、野洲市コミュニティバス利用状況データ等）を活用し、令和8年度に予定する地域公共交通ネットワークの再編、最適化を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 対象地域

野洲市全域

5. 業務管理

受注者は、下記の事項に留意し、業務を進行管理するものとする。

- ・事前に発注者と十分な協議を行い、業務の意図及び目的を十分に理解し業務に当たること。
- ・企画提案の内容を業務に反映させること。
- ・管理体制を明確化し、円滑に業務を遂行すること。
- ・業務に遅延が発生しないように的確に進行管理すること。
- ・業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ及び協議を必要に応じて行うこととし、委託業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任の担当者などを置くなど、適時協議に応じることが可能な体制をとること。

6. 機密保持

受注者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を外に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。また、受託者が本委託業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する

法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分理解し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

7. 資料の貸与

業務を実施する上で、必要な資料の収集は、原則として受注者が行う。ただし、発注者は、必要に応じて所有する資料を受注者に貸与し、受注者はこれを適正に管理し、業務完了後速やかに返却するものとする。なお、受注者は、貸与品についての管理責任を明確にし、常に善良な管理を行うとともに、発注者の承諾なしに第三者に公表、貸与してはいけない。

8. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 野洲市コミュニティバスを取り巻く環境の整理
 - ・民間路線バスの動向
 - ・施設立地の動向（公共施設の新設等）
 - ・産業立地の動向（企業誘致等）
 - ・道路整備の動向
- (2) 野洲市コミュニティバス利用者の意向整理
 - ・令和 7 年 2 月実施野洲市コミュニティバス利用者アンケート結果の分析
 - ・バスロケーションによるデータ分析
- (3) 関係者との意見交換支援
 - ・交通事業者、病院事業者等協議
 - ・住民意見交換（7 学区）
- (4) 野洲市コミュニティバス再編案検討支援
 - ・コミュニティバスの運行再編案策定支援

※路線定期運行によらない他の運行方法への提案は妨げない。
- (5) 野洲市地域公共交通会議支援
 - ・令和 7 年度 2 回程度
- (6) 標準的なバス情報フォーマット整備（GTFS-JP）

野洲市コミュニティバス再編案確定後（令和 8 年度内を目指す）に、発注者が修正できるデータとする。

 - ・（例）GTFS-JP を作成するための見える化共通入力フォーマット
 - ・（例）shapes データを作成するための KML ファイル
- (7) 周知物品作成

再編の内容を説明するリーフレットのデータの作成とし、発注者がデータの修正を可能なものとする。

（8）打合せ協議の実施

業務の進捗に合わせて、打合せ協議を行う。着手時・中間時・納品時の計3回程度を予定する。

9. 検査

受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は、発注者の検査完了合格をもって完了するが、納品後、成果品に記入漏れ、不備または、誤りが発見された場合、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。

10. 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用または流用してはならない。

11. その他

本事業実施に当たり、仕様書等に疑義が生じた場合には速やかに発注者と協議を行い、適切に対応するものとする。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合においても、両者協議により業務を進めるものとする。